

# 資料編 (案)

令和 年 月

## [防災組織・協力機関]

### ○防災関係機関連絡先一覧

#### 1 県

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部危機管理課（危機管理担当）	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8131
危機管理防災部災害対策課（災害対策担当）	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
北部地域振興センター	熊谷市末広 3-9-1	048-524-1110
本庄県土整備事務所	本庄市北堀 818-1	0495-21-3141
寄居林業事務所	寄居町寄居 1587-1	048-581-0123
本庄農林振興センター	本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6156
北部教育事務所	熊谷市末広 3-9-1	048-523-2818
北部福祉事務所	本庄市前原 1-8-12	0495-22-0101
本庄保健所	本庄市前原 1-8-12	0495-22-6481

#### 2 警察

機関名	所在地	電話番号
児玉警察署	本庄市児玉町児玉 1470-1	0495-72-0110
丹荘駐在所	神川町大字関口 110-1	0495-77-3505
青柳駐在所	神川町大字二ノ宮 79-3	0495-77-4042
渡瀬駐在所	神川町大字渡瀬 863-1	0274-52-3261
神泉駐在所	神川町大字下阿久原 917-2	0274-52-4789

#### 3 消防

機関名	所在地	電話番号
児玉郡市広域消防本部	本庄市西富田 904-3	0495-24-0119
神川分署	神川町大字新里 396-1	0495-77-2086
神泉分署	神川町大字下阿久原 879-2	0274-52-3409

#### 4 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東財務局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-1111
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-740-0711
関東農政局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0600
関東森林管理局埼玉森林管理事務所	秩父市大野原 491-1	0494-23-1260
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局埼玉運輸支局	さいたま市西区大字中釘 2154-2	048-624-1835
東京航空局東京空港事務所	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3000
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1600
関東地方整備局高崎河川国道事務所	群馬県高崎市栄町 6-41	027-345-6000
東京管区气象台（熊谷地方气象台）	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-7911
熊谷公共職業安定所	熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656
独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所	神川町大字矢納 1356-3	0274-52-2746

機関名	所在地	電話番号
関東地方測量部	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5213-2051
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	東京都江東区青海 2-7-11	03-5564-1118
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0516
北関東防衛局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1800

## 5 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 32 普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

## 6 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本郵政株式会社児玉郵便局	本庄市児玉町児玉 330-7	0570-943-778
日本郵政株式会社青柳郵便局	神川町大字二ノ宮 71-5	0495-77-2890
日本郵政株式会社丹荘郵便局	神川町大字関口 138-7	0495-77-2891
日本郵政株式会社渡瀬郵便局	神川町大字渡瀬 633-21	0274-52-3502
日本郵政株式会社阿久原簡易郵便局	神川町大字下阿久原 816-2	0274-52-3271
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	群馬県高崎市栄町 6-26	027-320-7111
東日本電信電話株式会社埼玉支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6110
東日本電信電話株式会社群馬支店	群馬県高崎市高松町 3	027-326-0646
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店	さいたま市中央区新都心 11-1	048-600-5648
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ群馬支店	群馬県前橋市東善町 122	-
東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	熊谷市筑波 1-113	048-538-5015
東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社	群馬県高崎市高松町 13	027-898-3406
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
日本通運株式会社埼玉支店	さいたま市中央区下落合 1079-1	048-822-1111

## 7 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
朝日自動車株式会社本庄営業所	本庄市小島 1-3-1	0495-21-7703
九郷阿保領用水	神川町大字新宿 125	0495-77-3501
神川町土地改良区	神川町大字植竹 909	0495-77-0703
株式会社テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
株式会社エフエム・ナック・ファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2	048-650-0795
一般社団法人埼玉県LPガス協会本庄支部	本庄市日の出 3-6-50	0495-23-3323
一般社団法人埼玉県トラック協会本庄児玉郡支部	本庄市今井 1110-6	0495-24-3831

## 8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
埼玉ひびきの農業協同組合神川支店	神川町大字関口 83-1	0495-77-2401
埼玉県中央部森林組合こだま支所	神川町大字下阿久原 187-2	0274-52-2266
神川町商工会	神川町大字植竹 900-4	0495-77-3181
一般社団法人本庄市児玉郡医師会	本庄市小島 6-8-8	0495-21-3511
一般社団法人本庄市児玉郡歯科医師会	本庄市柏 1-3-4 B106	0495-24-2393
神川町社会福祉協議会	神川町大字関口 90	0495-74-1188

機関名	所在地	電話番号
児玉郡市広域市町村圏組合 小山川クリーンセンター	本庄市東五十子 151-1	0495-22-8200
児玉郡市広域市町村圏組合 利根グリーンセンター	本庄市新井 1029-1	0495-22-2097
児玉郡市広域市町村圏組合 こだま聖苑	美里町大字木部 537-4	0495-76-1881
児玉清掃株式会社	本庄市児玉町児玉 722-1	0495-72-1038
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185
神川町建設業組合	神川町大字新里 2239-2	0495-77-3001
一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部	本庄市西富田 303-1	0495-21-2001
コカ・コーライーストジャパン (旧：三国コカ・コーラボトリング株式会社)	桶川市加納 180	048-774-1103
埼玉県電気工事工業組合	さいたま市北区植竹町 1-820-6	048-663-0242
社会福祉法人和泉の会 特別養護老人ホームいずみ	神川町大字上阿久原 567	0274-52-6038
社会福祉法人神流福祉会 特別養護老人ホームいろりの友	神川町大字八日市 739-2	0495-77-1212
社会福祉法人ルピナス会 障害者支援施設ルピナス神川ホーム	神川町大字新宿 1251	0495-77-4678
株式会社カインズ	本庄市早稲田の杜 1-2-1	0495-88-7100
株式会社サニティション	群馬県藤岡市鬼石 208-5	0274-52-2248
埼玉県霊柩自動車協会	飯能市八幡町 4-12 (有限会社青木葬祭内)	042-974-2304
群馬県霊柩自動車協会	群馬県伊勢崎市三光町 7-5 (株式会社ヤマト内)	0270-24-8650
兵庫県神河町	兵庫県神崎郡神河町寺前 64	0790-34-0001
大和紙器株式会社	本庄市児玉町共栄 300-8	0495-72-5001
千葉県多古町	千葉県香取郡多古町多古 584	0479-76-2611
埼玉土地家屋調査士会	さいたま市浦和区高砂 4-14-1	048-862-3173
株式会社ナック (クリクラ)	東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 42 階	03-3346-2111
一般社団法人 日本福祉用具供給協会	東京都港区浜松町 2-7-15 三電舎ビル 4 階	03-6721-5222
株式会社ゼンリン 関東エリアグループ	さいたま市大宮区土手町 1-2 J A 共済埼玉ビル 1 階	048-643-1313
埼玉司法書士会	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
株式会社温泉道場	ときがわ町大字玉川 3700	0493-65-4977
おふろ café 白寿の湯	神川町大字渡瀬 337-1	0274-52-3771
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3	03-6898-7120
埼玉県行政書士会	さいたま市浦和区仲町 3-11-11	048-833-0900
埼玉土建一般労働組合本庄支部	本庄市児玉町共栄 464-1	0495-73-1422
株式会社ほんじょう FM	本庄市朝日町 2-12-19	0495-71-5392

## ○神川町防災会議委員

### 1 会長

機関名	職名
会長	神川町長

### 2 委員

区分		機関名
1号委員	行政機関	国土交通省高崎河川国道事務所
2号委員	県の機関	北部地域振興センター
		本庄県土整備事務所
		寄居林業事務所
3号委員	警察の機関	児玉警察署
4号委員	町の職員	神川町役場
5号委員	教育機関	神川町教育委員会
6号委員	消防機関	消防本部
		消防団
7号委員	指定公共機関	東日本電信電話株式会社 埼玉支店
		東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社
8号委員	知識経験を有する者	神川町議会
		神川町区長会
		神川町商工会女性部
		神川町老人クラブ連合会

## ○神川町指定給水装置工事事業者一覧

令和3年10月1日現在

業者名	住所	電話番号
(有)森鉄工所	神川町大字二ノ宮 168-11	0495-77-3137
中沢設備	神川町大字新宿 1092-3	0495-77-2792
(有)新井設備工業	神川町大字二ノ宮 660-1	0495-77-3452
永田商事(株)	群馬県藤岡市鬼石 522	0274-52-2051
(有)神流設備	神川町大字八日市 761-6	0495-77-3089
(株)児玉設備工業	神川町大字八日市 811-1	0495-77-4811
小林電気	神川町大字八日市 1437-1	0495-77-4173
関東日精(株)	神川町大字原新田 1097-1	0495-77-3850
(有)堀込設備	上里町大字神保原 331-8	0495-33-0959
(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷 587-1	0495-72-0909
(有)今井住設	本庄市児玉町児玉 350-2	0495-72-1894
マルキ工業(株)	本庄市栄 1-6-12	0495-21-0349
(株)田島ポンプ工業	本庄市児玉町児玉 2444-12	0495-72-0210
中工業所	本庄市児玉町下浅見 426-1	0495-72-2240
(有)野村電機商会	本庄市児玉町児玉 2672-2	0495-72-0487
加納設備(株)	本庄市見福 2-20-19	0495-24-5655
(株)金澤工務店	群馬県藤岡市鬼石 101-3	0274-52-2233
(株)たじま住宅設備	本庄市児玉町児玉 2293-15	0495-72-7771
長沼設備工業(株)	本庄市前原 2-3-18	0495-24-2434
(有)山口電機工業所	本庄市柏 1-1-2	0495-24-3511
(有)吉広	上里町大字七本木 1701-5	0495-33-6842
飛鳥管業	群馬県藤岡市鬼石 1196-107	0274-52-5510
野澤設備	本庄市児玉町金屋 1299-10	0495-72-3238
大山設備(株)	本庄市児玉町八幡山 238-3	0495-72-0183
(株)廣電社	本庄市児玉町児玉 75	0495-72-1006
(株)新久	群馬県藤岡市浄法寺 395	0274-52-2689
四方田組	神川町大字下阿久原 975-2	0274-52-3368
(株)高橋設備	本庄市緑 2-1-2	0495-21-3563
(有)シライワ設備	群馬県高崎市倉賀野町 1111-7	0273-46-5720
針谷工事(株)	群馬県高崎市新町 2330-5	0274-42-0449
(有)横堀設備	本庄市西五十子 333-13	0495-21-3406
大久原設備(株)	本庄市児玉町共栄 314	0495-72-2843
依田工業(株)	神川町大字二ノ宮 428-4	0495-77-1311
(有)塩川開発	神川町大字元阿保 936	0495-77-2704
タカイチ設備(株)	本庄市小島 4-6-7	0495-21-7576
(株)坂井住設	美里町大字白石 1452-16	0495-76-4833
(有)石井設備	上里町大字金久保 217	0495-33-2068
(株)平成	上里町大字七本木 1809	0495-34-3333
内田設備工事(株)	美里町大字古郡 930	0495-76-2522
(有)中村フィクセル	熊谷市久下 1692-4	048-522-5490
(有)柴燃	群馬県高崎市新町 1713	0274-42-0029
真下建設(株)	本庄市日の出 1-5-7	0495-22-2154
(株)関口組	本庄市日の出 2-1-46	0495-21-2010
大塚設備	本庄市児玉町八幡山 624-3	0495-72-8580

業者名	住所	電話番号
(有)トヨタ水道	小鹿野町大字長留 491	0495-75-3147
野村設備	神川町大字池田 157-1	0495-77-1503
(株)観水	深谷市柏合 681-1	048-571-3119
(有)清水工業	本庄市中央 2-7-15	0495-21-0131
飯島設備	神川町大字池田 234-2	0495-77-2041
伊田テクノス(株)	東松山市松本町 2-1-1	0493-22-1170
(有)ケーゼエンジニアリング	本庄市今井 544-1	0495-25-8253
(有)十字屋プロパン	上里町大字三町 736-22	0495-33-0629
(有)アクア	本庄市小島 2-7-25	0495-23-2433
古郡建設(株)	深谷市稲荷町 2-10-6	048-573-3116
(有)目崎設備	群馬県前橋市高井町 1-19-3	027-252-2752
(株)ヤマト	群馬県前橋市古市町 118	027-290-1800
(株)並木設備工業	熊谷市玉井 1823	048-532-6339
(株)シモダ設備工業	群馬県前橋市天川大島町 3-57-13	027-261-0578
田島設備	群馬県藤岡市神田 990-2	0274-23-5944
(有)裕真	上里町大字金久保 191-4	0495-33-3976
(有)朝見住設	鴻巣市屈巢 2382	048-569-0995
キムラ水道設備	美里町大字下尻玉 1138	0495-76-1028
(有)黒澤水道設備	秩父市小柱 604-1	0494-63-2131
(有)根岸設備	本庄市児玉町吉田林 347-5	0495-76-5778
セキグチガレージ	群馬県藤岡市中栗須 161-9	0274-24-2306
北野水道設備	美里町大字下尻玉 684-1	0495-76-3638
(株)フクシマ	嵐山町大字古里 203-7	0493-62-2505
(株)石原住宅設備	熊谷市石原 323-4	048-522-2807
間宮設備	本庄市児玉町保木野 372-1	0495-72-8318
(有)棚澤住設	熊谷市佐谷田 3100-1	048-522-6660
(有)ソーケー	群馬県伊勢崎市戸谷塚町 92-1	0270-31-2875
(株)小熊工業	群馬県前橋市広瀬町 1-9-9	027-261-1229
内田設備	深谷市岡 2733-7	048-585-2427
(有)サクラ住研	秩父市日野田町 2-6-16	0494-22-7500
戸矢設備	上里町大字堤 333-2	0495-33-9239
(有)へんみ設備	美里町大字沼上 85-2	0495-76-4120
アグゼ(株)	行田市持田 3-6-7	048-555-3459
(有)市川電気商会	美里町大字駒衣 427-1	0495-76-0126
(株)たべい	深谷市萱場 759-3	048-571-0466
矢内設備	深谷市岡 1791-7	048-585-2269
(有)平設備	滑川町大字伊古 158-1	0493-57-1157
星電機商会	群馬県藤岡市浄法寺 910-1	0274-52-3534
(有)新成建設	本庄市東台 4-5-8	0495-24-3574
(有)深谷機工	深谷市柏合 1063	048-571-3716
(株)SAKURA I	上里町大字七本木 2996-1	0495-33-3955
(株)深谷電気工事	深谷市上野台 2935-4	048-571-4155
(株)まつむら設備	本庄市児玉町児玉 65	0495-72-8331
藤岡管設(株)	群馬県藤岡市中栗須 322-7	0274-22-4050
(株)鈴木美装	深谷市東方町 3-12-7	048-572-9580
(株)笹原設備工業	深谷市岡部 794-3	048-585-2217

業者名	住所	電話番号
三菱電機システムサービス㈱	東京都世田谷区太子堂 4-1-1	03-5431-7750
(株)シー・アール・エス	栃木県足利市葉鹿町 147-2	0284-62-5551
(株)イースマイル	大阪府大阪市浪速区敷津東 3-7-10	06-6631-7449
(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀 8-8	082-502-6644
(有)湯山設備工業所	川越市中台元町 1-5-15	049-242-5064
内藤建設工業㈱	本庄市児玉町金屋 1220	0495-72-4381
(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-726-8613
蛭川設備	本庄市児玉町蛭川 389	0495-72-2064
(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1	045-473-8181
林設備	群馬県前橋市粕川町込皆戸 75-7	027-285-4070
(有)雄企	秩父市品沢 205	0494-62-0100
(株)交換できるくん	東京都渋谷区東 1-26-20 東京建物東渋谷ビル 12F	03-6427-5381
クロサワ住設	秩父市寺尾 2047-5	0494-22-6882
永尾設備	本庄市児玉町児玉 2129-1	0495-72-0929
(有)飯村設備工業	東松山市大字毛塚 894-5	0493-35-0566
森設備㈱	行田市長野 5-16-1	048-556-2300
(株)彩水設備	川越市鯨井新田 45-2	049-298-6130
(株)金井工務店	群馬県沼田市戸鹿野町 608-1	0278-24-2886
(有)橋本設備工事	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀 3706	0276-88-4060
(株)中林商店	深谷市起会 129-3	048-571-0890
(有)サービスショップコア	群馬県桐生市菱町 2-1788-3	0277-43-1296
ケアライフ㈱	群馬県桐生市菱町 2-1802-1	0120-54-0805
(株)ハウスプラミングエンタープライズ	行田市富士見町 1-9-3	048-564-0166
B E S T	坂戸市塚越 1203-2	049-277-4072
(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町 6-10	06-6821-6133



## [災害危険箇所]

### ○土石流危険溪流箇所

令和3年12月末時点

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地	
			大字	字
1	383-I-001	金鑽沢	宮内	金鑽
2	383-I-002	山王沢	新宿	本郷
3	383-I-003	不動沢	新宿	本郷
4	383-I-004	大門川	渡瀬	本町
5	383-I-005	大門沢南	渡瀬	仲町
6	383-I-006	渡瀬北沢	渡瀬	仲町
7	383-I-007	渡瀬南沢	渡瀬	仲町
8	384-I-001	幹沢川	下阿久原	幹沢
9	384-I-001	幹沢川1	下阿久原	幹沢
10	384-I-001	幹沢川右1	下阿久原	幹沢
11	384-I-001	幹沢川右2	下阿久原	幹沢
12	384-I-001	幹沢川右3	下阿久原	幹沢
13	384-I-002	坊沢	下阿久原	林
14	384-I-002	坊沢1	下阿久原	林
15	384-I-003	小倉沢	下阿久原	小倉・中居
16	384-I-003	小倉沢1	下阿久原	小倉・中居
17	384-I-004	中沢	上阿久原	日向・寺内
18	384-I-005	高牛川支溪	矢納	松ノ平
19	384-I-006	加古山沢	矢納	加古山
20	384-I-007	鳥羽沢	矢納	上鳥羽
21	383-II-001	金鑽川支溪	二ノ宮	金鑽
22	383-II-002	稻荷の沢	渡瀬	上町
23	384-II-001	桜木沢北	下阿久原	桜木
24	384-II-002	桜木沢南	下阿久原	桜木
25	384-II-003	池尻沢	下阿久原	池尻
26	384-II-003	池尻沢1	下阿久原	池尻
27	384-II-003	池尻沢右1	下阿久原	池尻
28	384-II-004	鳥羽沢支溪1	矢納	鳥羽
29	384-II-004	鳥羽沢支溪2	矢納	鳥羽
30	384-II-005	浜の谷沢	矢納	浜の谷
31	384-II-006	高牛川	矢納	松ノ平
32	384-II-007	高牛川支溪西	矢納	高牛
33	384-II-008	高牛川支溪北	矢納	高牛
34	384-II-009	下宇那室川	矢納	下宇那室
35	384-II-010	下鳥羽川	矢納	下鳥羽

○急傾斜地崩壊危険箇所

令和3年12月末時点

No.	箇所番号	箇所名	所在地		自然／人工
			大字	字	
1	11107-I-0418	住居野-1	上阿久原	住居野	自然
2	11107-I-0418	住居野-2	上阿久原	住居野	自然
3	11107-I-0418	住居野-3	上阿久原	住居野	自然
4	11107-I-0419	高牛	矢納	高牛	自然
5	11107-I-0420	加古山	矢納	加古山	自然
6	11107-I-0421	下鳥羽-1	矢納	下鳥羽	自然
7	11107-I-0421	下鳥羽-2	矢納	下鳥羽	自然
8	11107-I-0422	手津久	矢納	手津久	自然
9	11107-I-0423	寺内	上阿久原	寺内	自然
10	11107-I-0524	桜城-1	下阿久原	桜城	自然
11	11107-I-0524	桜城-2	下阿久原	桜城	自然
12	11107-I-0525	満所-1	矢納	満所	自然
13	11107-I-0525	満所-2	矢納	満所	自然
14	11107-II-0090	秩父瀬	下阿久原	秩父瀬	自然
15	11107-II-0092	平-2	下阿久原	平	自然
16	11107-II-0093	平-3	下阿久原	平	自然
17	11107-II-0094	寺内	上阿久原	寺内	自然
18	11107-II-0095	住居野-1	上阿久原	住居野	自然
19	11107-II-0095	住居野-2	上阿久原	住居野	自然
20	11107-II-0096	本郷	新宿	本郷	自然
21	11107-II-0097	池田	池田	西谷	自然
22	11107-II-0098	渡瀬-1	渡瀬	上町	自然
23	11107-II-0099	渡瀬-2	渡瀬	上町	自然
24	11107-II-0100	渡瀬-3	渡瀬	上町	自然
25	11107-II-0101	渡瀬-4	渡瀬	本町	自然
26	11107-II-0102	渡瀬-5	渡瀬	本町	自然
27	11107-II-0104	金鑽-1	渡瀬	本町	自然
28	11107-II-0105	金鑽-2	二ノ宮	金鑽	自然
29	11107-II-0106	金鑽-3	二ノ宮	金鑽	自然
30	11107-II-0107	渡瀬	渡瀬	上町	自然
31	11107-II-0109	宮本-2	矢納	宮本	自然
32	11107-II-0110	上鳥羽-1	矢納	上鳥羽	自然
33	11107-II-0111	上鳥羽-2	矢納	上鳥羽	自然
34	11107-III-0066	新宿-1	渡瀬	仲町	自然
35	11107-III-0067	峰岸-1	新宿	峰岸	人工
36	11107-III-0068	峰岸-2	新宿	峰岸	人工
37	11107-III-0069	本郷-1	新宿	本郷	人工
38	11107-III-0070	本郷-2	新宿	本郷	自然
39	11107-III-0071	本郷-3	新宿	本郷	自然
40	11107-III-0071	本郷-3-2	新宿	本郷	自然
41	11107-III-0072	本郷-4	新宿	本郷	人工
42	11107-III-0073	渡瀬-1	渡瀬	上町	自然
43	11107-III-0074	渡瀬-2	渡瀬	上町	自然

No.	箇所番号	箇所名	所在地		自然／人工
			大字	字	
44	11107-Ⅲ-0076	本郷-2	渡瀬	本町	自然

### ○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

令和3年12月末時点

No.	告示番号	指定年月日	区域名	所在地		指定面積 (ha)
				大字	字	
1	1393	S46.10.22	下鳥羽	矢納	下鳥羽	6.97
	467	S52.4.5				
	767	H27.6.30				

### ○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所

令和3年12月末時点

No.	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	所在地		警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
			大字	字			
1	H18.3.22	渡瀬-5	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩壊
2	H18.3.22	渡瀬-1	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
3	H18.3.22	渡瀬-2	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
4	H18.3.22	渡瀬-3	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
5	H18.3.22	渡瀬-4	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩壊
6	H18.3.22	金鑽-1	渡瀬	仲町	○	○	急傾斜地の崩壊
7	H18.3.22	渡瀬	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
8	H18.3.22	新宿-1	渡瀬	上町・本町	○	○	急傾斜地の崩壊
9	H18.3.22	渡瀬-1	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
10	H18.3.22	渡瀬-2	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
11	H18.3.22	本郷-2	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩壊
12	H18.3.22	大門川	渡瀬	本町	○		土石流
13	H18.3.22	大門沢南	渡瀬	上町・仲町・本町	○	○	土石流
14	H18.3.22	渡瀬北沢	渡瀬	上町	○		土石流
15	H18.3.22	渡瀬南沢	渡瀬	上町	○	○	土石流
16	H18.3.22	稻荷の沢	渡瀬	上町	○	○	土石流
17	H18.12.26	金鑽-2	二ノ宮	金鑽	○	○	急傾斜地の崩壊
18	H18.12.26	金鑽-3	二ノ宮	金鑽	○	○	急傾斜地の崩壊
19	H18.12.26	本郷	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
20	H18.12.26	池田	池田	西谷	○	○	急傾斜地の崩壊
21	H18.12.26	峰岸-1	新宿	峰岸	○	○	急傾斜地の崩壊
22	H18.12.26	峰岸-2	新宿	峰岸	○	○	急傾斜地の崩壊
23	H18.12.26	本郷-1	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
24	H18.12.26	本郷-2	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
25	H18.12.26	本郷-3	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
26	H18.12.26	本郷-3-2	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
27	H18.12.26	本郷-4	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
28	H18.12.26	金鑽沢	二ノ宮	金鑽	○	○	土石流
29	H18.12.26	山王沢	新宿	本郷	○		土石流

No.	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	所在地		警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
			大字	字			
30	H18.12.26	不動沢	新宿	本郷	○	○	土石流
31	H18.12.26	金鑽川支溪	二ノ宮	金鑽	○	○	土石流
32	H19.12.25	住居野-1	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
33	H19.12.25	住居野-2	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
34	H19.12.25	住居野-3	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
35	H19.12.25	高牛	矢納	高牛	○	○	急傾斜地の崩壊
36	H19.12.25	加古山	矢納	加古山	○	○	急傾斜地の崩壊
37	H19.12.25	下鳥羽-1	矢納	下鳥羽	○	○	急傾斜地の崩壊
38	H19.12.25	下鳥羽-2	矢納	下鳥羽	○	○	急傾斜地の崩壊
39	H19.12.25	手津久	矢納	手津久	○	○	急傾斜地の崩壊
40	H19.12.25	寺内	上阿久原	寺内	○	○	急傾斜地の崩壊
41	H19.12.25	桜城-1	下阿久原	桜城	○	○	急傾斜地の崩壊
42	H19.12.25	桜城-2	下阿久原	桜城	○	○	急傾斜地の崩壊
43	H19.12.25	満所-1	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩壊
44	H19.12.25	満所-2	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩壊
45	H19.12.25	秩父瀬	下阿久原	秩父瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
46	H19.12.25	平-2	下阿久原	平	○	○	急傾斜地の崩壊
47	H19.12.25	平-3	下阿久原	中居	○	○	急傾斜地の崩壊
48	H19.12.25	寺内	上阿久原	寺内	○	○	急傾斜地の崩壊
49	H19.12.25	住居野-1	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
50	H19.12.25	住居野-2	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
51	H19.12.25	宮本-2	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩壊
52	H19.12.25	上鳥羽-1	矢納	上鳥羽	○	○	急傾斜地の崩壊
53	H19.12.25	上鳥羽-2	矢納	上鳥羽	○	○	急傾斜地の崩壊
54	H19.12.25	幹沢川	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
55	H19.12.25	幹沢川1	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
56	H19.12.25	幹沢川右1	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
57	H19.12.25	幹沢川右2	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
58	H19.12.25	幹沢川右3	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
59	H19.12.25	坊沢	下阿久原	坊地	○	○	土石流
60	H19.12.25	坊沢1	下阿久原	坊地	○	○	土石流
61	H19.12.25	小倉沢	上阿久原	小倉	○	○	土石流
62	H19.12.25	小倉沢1	上阿久原	小倉	○	○	土石流
63	H19.12.25	中沢	上阿久原	寺内	○	○	土石流
64	H19.12.25	高牛川支溪	上阿久原	浜の谷	○	○	土石流
65	H19.12.25	加古山沢	矢納	加古山	○	○	土石流
66	H19.12.25	鳥羽沢	矢納	上鳥羽	○	○	土石流
67	H19.12.25	桜城沢北	下阿久原	桜城	○	○	土石流
68	H19.12.25	桜城沢南	下阿久原	桜城	○	○	土石流
69	H19.12.25	池尻沢	下阿久原	池尻	○	○	土石流
70	H19.12.25	池尻沢1	下阿久原	池尻	○	○	土石流
71	H19.12.25	池尻沢右1	下阿久原	池尻	○	○	土石流
72	H19.12.25	鳥羽沢支溪1	矢納	上鳥羽	○	○	土石流
73	H19.12.25	鳥羽沢支溪2	矢納	上鳥羽	○	○	土石流
74	H19.12.25	浜の谷沢	上阿久原	浜の谷	○	○	土石流

No.	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	所在地		警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
			大字	字			
75	H19.12.25	高牛川	矢納	高牛	○		土石流
76	H19.12.25	高牛川支溪西	矢納	高牛	○	○	土石流
77	H19.12.25	高牛川支溪北	矢納	高牛	○	○	土石流
78	H19.12.25	下宇那室川	矢納	満所	○		土石流
79	H19.12.25	下鳥羽川	矢納	下鳥羽	○	○	土石流

## ○土砂災害警戒区域内にある公共施設

令和3年12月末時点

No.	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	
				土地	建物
1	神泉小学校	大字下阿久原 875-1	0274-52-2767	8,584	2,983
2	多目的交流施設	大字下阿久原 1088	0274-52-2588	14,279	2,130
3	ステラ神泉	大字下阿久原 876-1	0274-52-3275	1,603	556
4	町営幹沢住宅集会所	大字下阿久原 607-1	-	340	110
5	町営中居住宅集会所	大字下阿久原 1073-1	-	561	105
6	日向・門野集会所	大字下阿久原 1102-3	-	386	102
7	林・小倉集会所	大字上阿久原 611	-	367	95
8	高牛・浜の谷集会所	大字矢納 598-1	-	2,145	101
9	宇那室集会所	大字矢納 1015-3	0274-52-5945	146	77
10	手津久集会所	大字矢納 32-1	-	306	71
11	矢納センター	大字矢納 503-1	0274-52-5641	627	147
12	第6分団車庫兼詰所	大字下阿久原 816-1			80
13	第7分団3班車庫兼詰所	大字矢納 107-1			74
14	農産物加工センター	大字下阿久原 847-1			765
15	農林産物集出荷貯蔵施設	大字下阿久原 590-1			437
16	矢納フィッシングパーク	大字矢納 475	0274-52-6204		394
17	下阿久原バス停	大字下阿久原 819-1	-		50
18	鳥羽バス亭	大字矢納 291 地先	-		9
19	矢納体育館	大字矢納 563-1			739
20	旧いずみ幼稚園	大字上阿久原 56			400

## ○地すべり危険箇所一覧

令和3年12月末時点

○は地すべり防止区域指定済箇所（国土交通省所管）

No.		所在地		面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防止施設		指定年月日	備考
		大字	字				工種	内容		
1	35	矢納	下鳥羽	11.9	20	町道 400m 県道 800m			S 40. 9. 7	
2	47	矢納	木挽	11.9	—	—			S 50. 5. 28	
3	48	矢納	両芝	12.5	—	県道 400m			S 50. 5. 28	
4	88	矢納	宮本	28.8	20	町道 1,400m 配水池 1			S 50. 5. 28	
5	89	矢納	満所	18.4	7	町道 800m			S 50. 5. 28	
6	90	矢納	上鳥羽	19.4	8	町道 1,400m			S 50. 5. 28	
7	91	上・下 阿久原	住居野	19.1 (6.4)	18	町道 600m 県道 400m	排水工	ボーリング 工、水路工	S 50. 5. 28	○*

\*…対象は一部区域のみ

## ○防災重点ため池

令和3年12月末時点

No.	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m <sup>3</sup> )
1	羽根倉池	大字新里字上羽根倉 2021	4.2	317	41
2	前池	大字新里字東前山 2346	6	120	37
3	谷池	大字新里字上谷津 1391	4.4	100	17

## ○重要水防箇所（神流川）

[出典：令和3年埼玉県水防計画（埼玉県）]

河川 管理者	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	担 当 土 木 事 務 所	想 定 さ れ る 水 防 工 法
	種別	階級		地先名	料杭位置 (km)				
国 土 交 通 省	(重点)	-	右	大字新宿	10.4	-	-	本庄県土 整備事務所	積み土のう
国 土 交 通 省	越水 (溢水)	B	右	大字小浜	8.8上10 ~9.0	185	無堤	本庄県土 整備事務所	積み土のう
国 土 交 通 省	(重点)	-	右	大字肥土	7.2	-	危険水位設 定箇所（若 泉観測所）	本庄県土 整備事務所	積み土のう

○神川町ハザードマップ

(現在作成中です)

[救援施設・備蓄等]

○避難所・避難場所一覧

令和3年12月末時点

番号	種別	施設名	所在地	電話番号	面積 (m <sup>2</sup> )		利用地区	建物の 収容人員 (人)
					土地	建物		
1	兼用	神川中学校	神川町大字新里 450	0495-77-2409	37,807	6,339	丹荘 青柳	1,000
2*	兼用	神泉中学校	神川町大字下阿久原 1088	0274-52-2768	14,279	2,130	下上矢	180
3	兼用	丹荘小学校	神川町大字関口 110-1	0495-77-3502	24,115	4,728	丹荘	800
4	兼用	青柳小学校	神川町大字二ノ宮 60-1	0495-77-2109	14,510	3,649	青柳	600
5	兼用	渡瀬小学校	神川町大字渡瀬 540-1	0274-52-2765	12,425	2,673	渡瀬	500
6*	兼用	神泉小学校	神川町大字下阿久原 875-1	0274-52-2767	8,584	2,983	下上矢	280
7	兼用	神川幼稚園	神川町大字新里 362-2	0495-77-4188	5,408	837	青柳	100
8	兼用	丹荘保育所	神川町大字八日市 208	0495-77-4048	2,998	477	丹荘	50
9	兼用	青柳保育所	神川町大字新里 2787-1	0495-77-3596	2,093	428	青柳	50
10	避難場所	美原公園	神川町大字元原 200-9	-	29,472	-	丹荘	-
11	避難場所	丹荘公園	神川町大字八日市 2570-7	-	2,499	-	丹荘	-
12	避難場所	青柳公園	神川町大字新里 2787-1	-	2,816	-	青柳	-
13	避難所	中央公民館	神川町大字植竹 867-2	0495-77-3671	2,149	2,157	丹荘	100
14	避難所	就業改善センター	神川町大字植竹 900-1	0495-77-4651	4,926	715	丹荘	100
15	避難所	ふれあいセンター	神川町大字二ノ宮 166-2	0495-77-1521	267	358	青柳	50
16	避難所	総合福祉センター いこいの郷	神川町大字関口 90	0495-74-1155	3269	1246	全域 (福祉)	100
合計								3,910

※…土砂災害警戒区域内にあるもの



## ○医療機関一覧

令和3年10月1日時点

### 1 病院・医院

病院・医院名	所在地	電話番号
さかもとクリニック	神川町大字元阿保 362	0495-77-0013
富永クリニック	神川町大字新里 367-2	0495-77-0762
吉田医院	神川町大字中新里 307-1	0495-77-2016
関根内科外科医院	神川町大字新里 221-1	0495-77-7667

### 2 歯科医院

歯科医院名	所在地	電話番号
さとこデンタルクリニック	神川町大字八日市字道城 305-1	0495-77-1477
医療法人社団 明生会 西村歯科医院	神川町大字熊野堂 73-4	0495-77-0648
ひかる歯科クリニック	神川町大字植竹 652-1	0495-77-1418
前川歯科医院	神川町大字二ノ宮 241-5	0495-77-4978

### 3 薬局

薬局名	所在地	電話番号
田村薬局	神川町大字関口 81-1	0495-77-2027
くすみ薬局	神川町大字元阿保 360-1	0495-77-5552
さくら薬局 神川店	神川町大字新里 374-5	0495-77-7007
コスモス神川薬局	神川町大字新里 221-4	0495-71-5363

## ○防災用物資等の備蓄状況

### 1 生活必需品等

(現在作成中です)

### 2 保存食

(現在作成中です)

### 3 防災用資機材等

(現在作成中です)

○要配慮者利用施設一覧

令和3年12月末日時点

名称	所在地	電話番号	警戒区域等※
<b>学校</b>			
神川幼稚園	神川町大字新里 362-2	0495-77-4188	
丹荘小学校	神川町大字関口 110-1	0495-77-3502	
青柳小学校	神川町大字二ノ宮 60-1	0495-77-2109	
渡瀬小学校	神川町大字渡瀬 540-1	0274-52-2765	水
神泉小学校	神川町大字下阿久原 875-1	0274-52-2767	土
神川中学校	神川町大字新里 450	0495-77-2409	
<b>児童福祉施設・学童保育所</b>			
丹荘保育所	神川町大字八日市 208	0495-77-4048	
青柳保育所	神川町大字新里 2787-1	0495-77-3596	
渡瀬保育園	神川町大字渡瀬 662-1	0274-52-2780	土
梨の実クラブ	神川町大字関口 110-8	0495-77-4887	
あおやぎ学童保育	神川町大字二ノ宮 79-1	080-5430-3588	
渡瀬学童保育所	神川町大字渡瀬 565-1	0274-52-2677	水
丹荘学童保育所	神川町大字関口 21-8	090-4061-8907	
<b>高齢者施設</b>			
特別養護老人ホーム いろりの友	神川町大字八日市 739-2	0495-77-1212	
特別養護老人ホーム いずみ	神川町大字上阿久原 567	0274-52-6038	土
老人保健施設 かみかわ	神川町大字新里 2783-5	0495-77-2060	
グループホーム ゆうゆう倶楽部	神川町大字肥土 220	0495-74-2333	水
グループホーム わたど	神川町大字渡瀬 1024-3	0274-20-3355	水
グループホーム らんらん倶楽部	神川町大字熊野堂 2578	0495-74-2323	
グループホーム さくらプラザ	神川町大字元阿保 639-1	0495-74-2330	
グループホーム くりの木苑	神川町大字新里 2419-1	0495-74-2131	
地域密着型通所介護事業所 ありの実デイサービス	神川町大字元阿保 778-1	0495-77-2939	
通所介護・ショートステイ 結いの心	神川町大字関口 133-1	0495-71-8531	
住宅型有料老人ホーム こしの神川	神川町大字八日市 64-8	0495-71-6080	
住宅型有料老人ホーム こしの神川八日市	神川町大字八日市 428-3	0495-74-0033	
住宅型有料老人ホーム シルバーホームペンタス	神川町大字八日市 24-4	0495-74-1116	
住宅型有料老人ホーム ガイア神川	神川町大字八日市 64-27	0495-71-8013	
住宅型有料老人ホーム 優和の里神川	神川町大字八日市 303-1	0495-77-7770	
介護付有料老人ホーム ベストケアレジデンス羽衣	神川町大字新里 186-6	0495-77-1000	
サービス付き高齢者向け住宅 シルバーホームこむぎ式番館	神川町大字元原 168	0495-77-5570	
サービス付き高齢者向け住宅 はなわホーム	神川町大字原新田 146-1	0495-77-3522	
サービス付き高齢者向け住宅 はなわホームA棟	神川町大字原新田 152-1	0495-77-3522	
サービス付き高齢者向け住宅 ふるさとホーム神川	神川町大字元阿保 911-1	0495-74-1102	
サービス付き高齢者向け住宅 メグミ～神川～	神川町大字八日市 216	0495-71-9920	
<b>障害者福祉施設</b>			
放課後等デイサービス ピース	神川町大字中新里 173-7	0495-71-8955	
放課後等デイサービス カラフルかみかわ	神川町大字植竹 651-1	0495-71-8571	
共同生活援助 彩花ホーム	神川町大字植竹 264-2	0495-77-4833	
共同生活援助 ケアホームつばさ	神川町大字元阿保 848-3	0495-77-6500	

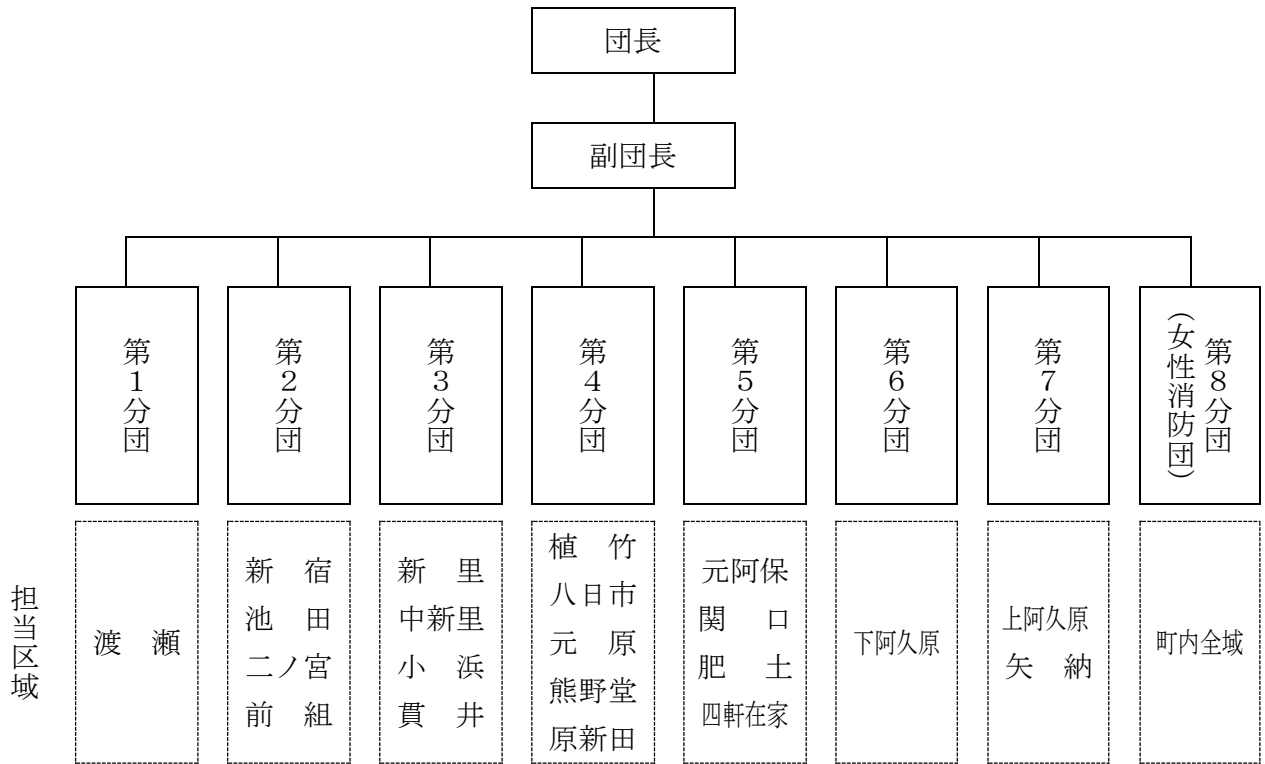
名称	所在地	電話番号	警戒区域等※
共同生活援助 アイリス	神川町大字植竹 388-7	0495-77-4006	
共同生活援助 ケアホームきずな	神川町大字関口 151-1	0495-77-4876	
共同生活援助 グループホームハナハナ	神川町大字元原 26-1	090-9383-5724	
障害者支援施設 ルピナス神川町ホーム	神川町大字新宿 1251	0495-77-4678	土
障害者支援施設 神川フロンティア	神川町大字関口 150-3	0495-77-4876	
生活介護・就労継続支援（B型） つどい	神川町大字熊野堂 125-2	0495-77-0433	
生活介護・就労継続支援（B型） デイケアセンターぬくもり	神川町大字元阿保 848-1	0495-74-1111	
生活介護・就労継続支援（B型） デイケアセンターぬくもり うづき	神川町大字元阿保 848-1	0495-71-9610	
就労継続支援（B型） 彩花事業所	神川町大字植竹 736-7	0495-77-4833	
就労継続支援（B型） ステージワン	神川町大字八日市 56-4	0495-71-5880	

※「水」は浸水想定区域内にある施設を、「土」は土砂災害警戒区域内にある施設を示す。

# [消防関係]

## ○消防団の組織概要

令和3年4月1日時点



## [輸送関係]

### ○防災ヘリポート

令和3年12月末時点

名称	所在地	管理者
神川ゆ〜ゆ〜ランド	神川町大字小浜（神流川河川敷）	神川町長
多目的交流施設	神川町大字下阿久原（多目的交流施設グラウンド）	神川町長

### ○県指定緊急輸送道路一覧

令和2年8月時点

種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路線名	区間
1	埼玉県	254	補国	国道254号	川越市小仙波（16号との交差点）～ 神川町肥土（群馬県境）
2	埼玉県	462	補国	国道462号	神川町大字新宿（上里鬼石線との交差点）～ 本庄市児玉町吉田林（254号との交差点）
3	神川町	-	市町村	町道1級 3号線	神川町大字植竹647-1～ 神川町大字植竹909番1
3	埼玉県	22	主要	上里鬼石線	神川町元阿保（254号との交差点）～ 神川町渡瀬 （矢納浄法寺線との交差点）
3	埼玉県	289	一般	矢納浄法寺線	神川町大字渡瀬（上里鬼石線との交差点）～ 神泉支所

※種別1 第一次特定緊急輸送道路、種別2：第一次緊急輸送道路、種別3：第二次緊急輸送道路

※補国：埼玉県管理国道、主要：主要地方道、一般：一般県道 市町村：市町村道

### ○異常気象時の県道の通行規制

令和3年6月末日時点

路線名	規制内容	規制基準	規制区間	延長
吉田太田部譲原線	通行止	連続雨量120mm	檜尾橋～冬桜の宿神泉	L=7.3km
矢納浄法寺線	通行止	連続雨量100mm	鳥羽川橋～住居野入口	L=2.5km

## [ 条例等 ]

### ○神川町防災会議条例

(平成18年1月1日)  
( 条 例 第 18 号 )

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、神川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 神川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ6人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年6月15日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。



## ○神川町災害対策本部条例

(平成18年1月1日)  
(条例第19号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、神川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

[協定等]  
(現在作成中です)

## [その他]

### ○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

[資料：令和3年度災害救助基準（令和3年6月18日時点）]

※は県告示追記事項を示す。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  ○高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上する。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 ※ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。		法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<b>建設型応急住宅</b> 1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内とする。 ※ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能である。
		<b>賃貸型応急住宅</b> 1 規格 建設型仮設住宅に準じる 2 限度額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(燃)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	1 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日) ※ 給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。 ※ 費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上する。 ※ 費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（燃）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額とする。					
		2 下記金額の範囲内			2 現物給付に限る。					
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏		18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬		31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600			
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600			
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費		災害発生の日から14日以内	1 患者等の移送費は、別途計上する。					
2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内		※ 次の範囲内において行う。								
3 施術者 協定料金の額以内		①診療 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置・手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費		分べんした日から7日以内	1 妊婦等の移送費は、別途計上する。					
2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		※ 次の範囲内において行う。								
		①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。					
					2 輸送費、人件費は、別途計上する。					
					※ 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	-
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額とする。 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※ 高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期課程（定時制の過程及び通信制の課程を含む。）のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12才未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	1 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 ※ 原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ①棺（附属品を含む。） ②埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ③骨つば及び骨箱
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上する。 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 ※ 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均  137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	※ 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	-
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額とする。（別表）
	災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。		-

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、下記のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	1 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 ※ 救助事務費以外の費用の額とは、「救助救助の程度、方法及び期間」において支出した費用及び実費弁償のため支出した費用を合算した額、損失補償に要した費用の額、扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに同法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。
		イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

(別表) 日当、時間外勤務手当及び旅費

①日当（1人1日当たり）	
医師及び歯科医師	21,700 円以内
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	15,100 円以内
保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,600 円以内
土木技術者及び建築技術者	15,200 円以内
救急救命士	14,700 円以内
大工	25,600 円以内
左官	26,800 円以内
とび職	27,300 円以内
②時間外勤務手当	
職種ごとに、①に定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内。	
③旅費	
職種ごとに、①に定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例に定める額以内。	



○被害報告判定基準

(現在更新作成中です)

区分	基準
人的被害	<p>1 : 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p> <p>2 : 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。</p> <p>3 : 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。</p> <p>4 : 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。</p>
住家被害	<p>1 : 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>2 : 棟とは、一つの独立した建物とする。</p> <p>3 : 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。</p> <p>4 : 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。</p> <p>5 : 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。</p> <p>6 : 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>7 : 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p> <p>8 : 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</p>
非住家被害	<p>1 : 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2 : 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3 : 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>4 : 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>

区分	基準
田畑被害	1 : 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 : 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 : 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	1 : 道路決壊とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 : 道路冠水とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他の被害	1 : 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 : 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 : 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 : 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 : 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 : 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 : 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 : 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 : 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 : 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 : 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 : 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 : 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 : 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。 15 : 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	1 : 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 : 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、

区分	基準
	<p>具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3：「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4：「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5：「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>6：「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>7：「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>8：「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>9：「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>10：「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>
災害対策本部等	<p>1：市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。</p> <p>2：災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。</p>
備考	<p>1：「災害発生場所」とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。</p> <p>2：「災害発生年月日」とは、被害を生じた日時又は期間とする。</p> <p>3：「災害の種類概況」とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。</p> <p>4：「消防機関の活動状況」とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。</p> <p>5：「その他」とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難情報の発令を行った場合には、その概況とする。</p>

(注) 1 この基準表を基に【様式7】の記入を行う。

2 この報告の調査項目にないものは、「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

○町内危険物施設の状況

[出典：令和2年度版消防統計（児玉郡市広域消防本部）]

製造所等の別		数
製	造 所	6
貯 蔵 所	屋 内	19
	屋 外 タ ン ク	7
	屋 内 タ ン ク	1
	地 下 タ ン ク	14
	簡 易 タ ン ク	0
	移 動 タ ン ク	14
	屋 外	4
	小計	59
取 扱 所	給 油	20
	第 一 種 販 売	0
	第 二 種 販 売	0
	移 送	0
	一 般	25
	小計	45
合計		110

○文化財一覧

令和3年12月末時点

指定別	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定	重要文化財	金鑽神社多宝塔	二ノ宮 736-3	M45. 2. 8
		銅造阿弥陀如来立像	新里 1828-1 (県立歴史と民俗の博物館出品中)	T 2. 8. 20
	特別天然記念物	御嶽の鏡岩	二ノ宮 751・渡瀬 1418-2	S 31. 7. 19
	名勝・天然記念物	三波石峡	矢納 1 番地先 (登仙橋から上流約 1500m間)	S 32. 7. 3
県指定	史跡	幸春院六地藏塔	関口 40-1	S 9. 3. 31
	天然記念物	無量院石重寺の夫婦ウメ	新宿 43-1	H13. 3. 16
	無形民俗文化財	有氏盤台行事	下阿久原 34-2 (有氏神社)	H 4. 3. 11
	旧跡	伝・緑野寺旧跡	新宿 396-1 外	S 36. 9. 1
阿久原牧跡		阿久原地区	S 36. 9. 1	
県選択	無形民俗文化財	木宮神社座祭	渡瀬 737-1 (木宮神社)	S 35. 3. 1
県選定	重要遺跡	青柳古墳群	新里他	S 44. 10. 1
		池田遺跡	池田、二ノ宮他	S 51. 10. 1
		白岩古墳群	新里字白岩地内	S 51. 10. 1
町指定	史跡	安保氏館跡	元阿保 176-11 外	S 38. 10. 10
		塩川広平生地並びに墓	元阿保 538 外	S 38. 10. 10
	有形文化財	大光普照寺古文書	二ノ宮 667-1	S 38. 10. 10
	民俗文化財	小松神社茅の輪くぐり	小浜 640-1 (小松神社)	S 62. 3. 10
	史跡	中新里諏訪山古墳	中新里 99-1 外	S 62. 3. 10
	民俗文化財	八日市の獅子舞	八日市 527-1 (熊野神社)	S 62. 3. 10
		池田の獅子舞	池田 848-1 (守神神社)	S 62. 3. 10
		渡瀬の獅子舞	渡瀬 737-1 (木宮神社)	S 62. 3. 10
	有形文化財	絹本着色両界曼荼羅図	二ノ宮 667-1	H 1. 12. 13
	史跡	白岩銚子塚古墳	新里 2094 外	H 3. 12. 16
	有形文化財	流水文双雀鏡	植竹 867-2 (中央公民館)	H 5. 2. 17
		諏訪ノ木古墳出土埴輪	〃	H 5. 2. 17
		南塚原 10 号墳出土遺物	〃	H 5. 2. 17
	史跡	大塚稲荷古墳	新里 283	H14. 5. 31
	有形文化財	元禄十五年国境論争裁許絵図	新宿 175	H14. 5. 31
	史跡	駒形稲荷	下阿久原 356	S 44. 11. 1
		四阿山神社	下阿久原 1369	S 44. 11. 1
		丹生神社	上阿久原 1-1	S 44. 11. 1
		城峯神社	矢納 1273	S 44. 11. 1
		満所大神宮	矢納 925	S 44. 11. 1
	有形文化財	葉師尊	矢納 868	S 44. 11. 1
		下阿久原芝居幕	下阿久原 813 (寿光寺)	S 62. 8. 3
		銅鏡	植竹 867-1 (中央公民館)	S 62. 8. 3
民俗文化財	住居野の獅子舞	上阿久原 (丹生神社)	S 44. 11. 1	
有形文化財	南塚原 58 号墳出土象嵌装大刀	植竹 867-2 (中央公民館)	H29. 1. 27	
有形文化財	南塚原 72 号墳出土象嵌装柄頭	植竹 867-2 (中央公民館)	H29. 1. 27	
有形文化財	愛染遺跡出土五鈷杵	植竹 867-2 (中央公民館)	H29. 1. 27	

○神川町内の断層線

(現在作成中です)

## ○東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

[出典：神川町地域防災計画（平成28年改定版）] ※各種用語、団体名等は当時のもの

### 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

#### 第1節 計画の位置づけ

##### 第1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しく災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県(静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知)の167市町村が強化地域に指定された。なお、平成14年4月に、東京都及び三重県の62市町村が追加指定され、強化地域は8都県263市町村となっているが、市町村合併により、平成24年4月1日現在1都7県157市町村が指定されている。

県の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部ではかなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、町防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定める。

##### 第2 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中においても、行政機能は平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 4 発災後の対策は、本編第3章「震災応急対策計画」により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて本編第2章「震災予防計画」により対処する。
- 5 本町は、地震予防対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対処する。

##### 第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりとする。

###### 1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間(おおむね午前10時～午後2時)とする。ただし、各機関の対策遂行上、特

に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応を考慮する。

## 2 予想地震

県内の地震は、地質地盤によって異なる震度5弱～5強程度とする。

### 「東海地震に関する情報の種別」

種 別	情報等の伝達基準
東海地震調査情報	東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合に、気象庁からの関係機関に伝達される情報
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震予知情報	強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに、気象庁から関係機関に伝達される情報
警 戒 宣 言	内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときに閣議を経て発するもので、強化地域内の移住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知があり、関係機関に内閣から通知される。

## 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

### 第1 目標

気象庁が強化地域で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認めた場合は、東海地震注意情報が発令される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

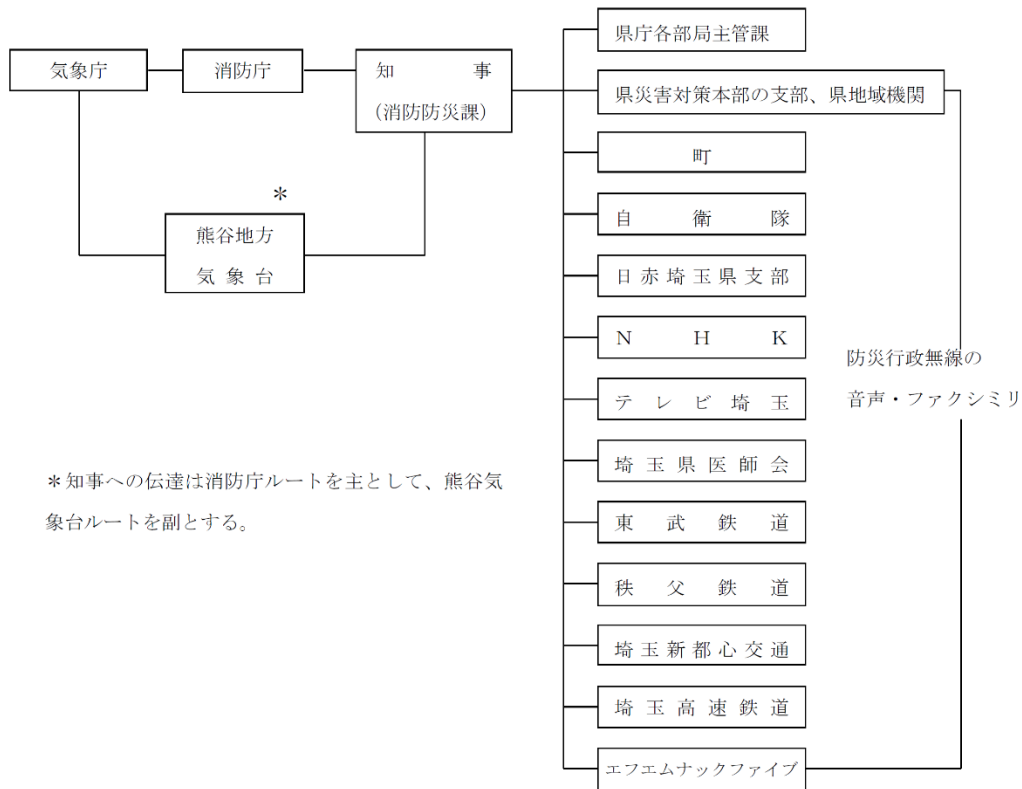
### 第2 東海地震注意情報の伝達

#### 1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の関係機関及び職員への伝達系統及び伝達手段を定める。





## 2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を職員に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、団体等に伝達する。

町民には、防災行政無線や防災情報メール、広報車等により伝達する。

## 3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認めた事項

## 第3 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに本部の準備など必要な措置を講じる。

- 1 本部の設置準備
- 2 配備体制は、警戒体制とする
- 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務

本部が設置されるまでの間、防災環境課は関係機関の協力を得て次の事項を行う

- (1) 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 防災関係機関等との連絡調整
- (3) 社会的混乱防止のため必要な措置

### 第3節 警戒宣言に伴う措置

#### 第1 目標

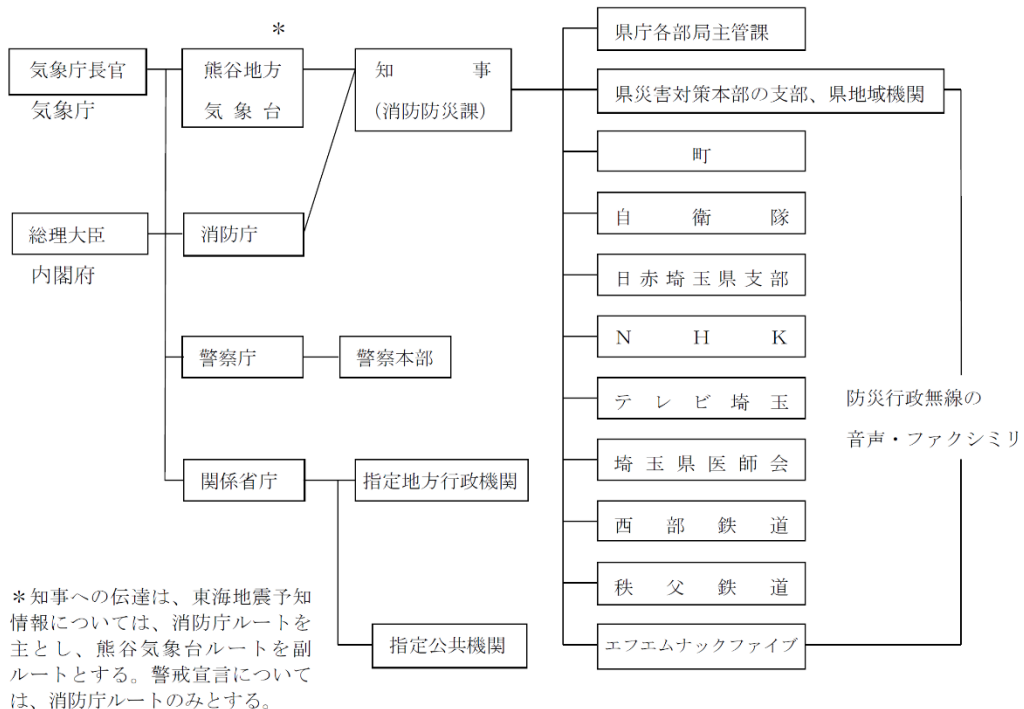
東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生時までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

#### 第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

##### 1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の関係機関及び職員への伝達系統及び伝達手段を定める。



## 2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を職員に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、団体等に伝達する。

町民には、防災行政無線や防災情報メール、広報車等により伝達する。

## 3 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する通知文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

## 第3 活動体制

- 1 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、本部を設置する。
- 2 配置体制は、非常時体制とする。
- 3 本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合は速やかに本編第3章「震災応急対策計画」に沿って応急対応ができるように準備する。

## 第4 広報

警戒宣言発令に伴う社会的混乱の防止と地震による被害の軽減のため、町民、事業所等に広報活動を積極的に行う。

## 第5 警備、交通対策

警戒宣言が発令された場合には、町及び防災関係機関等により避難及び緊急輸送を円滑に実施するため、防災行政無線、広報車、防災情報メール、町ホームページ等を活用し、町民に周知して道路交通の混乱と交通事故を防止する。

### 1 交通規制の基本方針

- (1) 県内における車両の通行は、極力抑制する。
- (2) 強化地域及び隣接都県へ向かう車両の通行は、極力制限する。
- (3) 強化地域及び隣接都県から流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能の確保を図る。

### 2 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め、町民等に広く周知徹底を図る。

(1) 走行中の車両

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速 40 キロメートル、一般道路では時速 20 キロメートルの速度に減速）すること。

イ ラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。

ウ 現場の警察官等の指示に従うこと。

(2) 駐車中の車両

ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。

イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車し、やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、サイドブレーキをかけエンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

(3) 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

3 緊急通行車両等の確認

警戒宣言が発せられた場合に町が応急対策に使用する車両について、児玉警察署に緊急通行車両等の届出を行い、地震発生に備える。

なお、緊急通行車両等の確認は、風水害・事故災害対策編第 3 章第 10 節「交通対策計画」に定めるところにより実施する。

## 第 6 教育・医療関係機関・社会福祉施設対策

### 1 教育施設

幼稚園、小学校及び中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を行い、園児・児童・生徒の生命の安全を確保する。

(1) 情報の収集伝達等

ア 警戒宣言が発令されたときは、校長は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）等を設置し、本部や関係機関と連携をとり、情報を収集し、職員に周知する。

イ 職員は、児童・生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。

この際、児童・生徒に不安や動揺を与えないよう配慮する。

(2) 授業の中止

ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校する。

(3) 児童、生徒の保護

職員は、名簿により児童、生徒の人員、氏名を確認の上、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

なお、徒歩又は交通機関を利用し、あるいは介添により通学している心身に障がいのある児童、生徒についても、同様とする。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校施設の安全に万全を期する。

ア 出火防止装置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と動作確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火金庫に収納し施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

火災による有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、棚及びロッカーの転倒防止対策がとられていることを確認する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校は、児童・生徒の保護者間の緊急連絡網を作成する。

イ 警戒宣言が発令されたときは、児童・生徒を校内で保護し、又は保護者に直接引き渡す旨を事前に周知する。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないよう保護者及び児童・生徒等に事前に周知する。

エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が状況に応じて自宅又は避難所に送りどける等の方策を講ずる。

(6) 私立学校等

私立の保育園や学校についても、公立学校等に準じた措置をとり、園児等の生命の安全を確保する。

2 医療関係施設

警戒宣言が発令されたときは、本計画に基づく体制を整えるとともに入院患者に対して安全措置をとり、外来患者には可能な限り診療業務を行い、町民の不安をなくすよう努める。

3 社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられたときは、情報の収集に当たるとともに、防災組織の対応の確認、設備や機材の点検等を行う。

また、周囲の状況から避難すべきと判断された場合は、避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報の収集、伝達

社会福祉施設は、町、防災関係機関及び報道機関から正確な情報を収集し、入所者等に適切に伝達する。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

(7) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的

に伝達するなど配慮する。

- (イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知する。
- (ロ) 保護者からの照会に、的確な情報を提供する。
- (エ) 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に周知する。
- (オ) 電話及び放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定める。

ウ 報告

警戒宣言に対応した措置について本部に連絡する。

エ 情報責任者の選定

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて本部との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発令されたときは、施設の防災計画に基づき、必要な要員を確保するとともに活動体制を整える。

防災計画が未作成の施設にあっては、次の事項について計画を作成する。

ア 情報班

- (ア) 町からの情報収集
- (イ) テレビ、ラジオによる情報収集
- (ロ) 入所者に対する情報伝達
- (エ) 町への報告

イ 消火班

- (ア) 火気使用器具類の安全点検
- (イ) 避難器具等の保管状況点検
- (ロ) ガスボンベの転倒防止
- (エ) 消火器具類及び消防設備の点検
- (オ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ 避難誘導班

- (ア) 避難経路、避難所の確認
- (イ) 避難器具の準備

エ 非常持出班

非常持出品の持出し準備

オ 救護班

救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、入所者等の安全を確保するため、次の事項について確認や準備を行う。

- ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認する。
- イ 家族等と連携をとり、入所者を家族等に引き渡す場合は、いつ、どこで、どのような方法で行うかを明確にする。
- ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の避難行動を明確にする。
- エ 非常用の器具（ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をする。

また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

施設の実態に応じて、おおむね次の事項について整備点検を実施する。

なお、火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合には、が発生した際に直ちに消火できるよう措置する。

ア 火気使用設備器具

イ 発火流出等のおそれのある危険物

ウ 消火用設備

エ 落下、倒壊の危険のあるもの。特に屋内にある転倒する危険のある家具等について必要な転倒防止措置を行う。

オ 工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

地震情報及び火災等の危険性により、施設から避難すべきと判断される場合、又は町長等から避難勧告、避難指示があった場合は、避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について本部に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の園児は、名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引き取りのない園児は、園において保護する。

エ 園児の引き取りについて、事前に十分な打ち合わせをする。

## 第7 生活関連施設

### 1 電話（東日本電信電話株式会社埼玉支店、群馬支店）

警戒宣言が発令された場合は、状況に応じ対策組織を設置し、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲内において、一般通信を確保することを基本とする。

主な業務を以下に示す。

#### (1) 重要通信確保等の業務

ア トラフィック監視、網措置（重要通信に確保と可能な限りの一般通信の確保）

イ 非常・緊急扱い通話及び電報の確保

ウ 設備の運転監視、試験統制

エ 緊急を要する局内設備の故障修理

オ 災害時優先電話の可能な範囲の故障修理

#### (2) 準備警戒業務

ア 警戒宣言等情報の伝達と周知

イ 情報連絡室もしくは地震災害時警戒本部の設置

ウ 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達

エ 災害対策機器の点検、整備及び非常配置

オ その他発災に備えた諸措置等

## 2 電力（東京電力株式会社熊谷支社、高崎支社）

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

### (1) 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

### (2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

### (3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。

この場合において地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配慮した判断をもって行う。

ア 特別巡視、特別点検及び機器調整等

イ 通信網の確保

ウ 仕掛け工事、作業中の各電力施設等における応急安全措施

### (4) 災害時における広報宣伝

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、需要家に対し以下の事項を十分周知する。

(ア) たれ下がった電線には、絶対さわらないこと。

(イ) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具などの使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認の上で使用すること。

(ウ) 外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切ること。

イ 震災時における町民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きさを十分に考慮し、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

各現業機関→広報車→直接→一般公衆に周知する。

## 3 上水道

(1) 近隣市町からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

(2) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

(3) 応急復旧体制の準備を行う。

## 4 下水道

(1) 下水道施設保安措置をとり、二次災害防止措置の準備を行う。

(2) 応急復旧体制の整備を行う。



## 第8 生活物資対策

### 1 食料、生活必需品等

地震発生後に避難住民等に対して必要な食料、生活必需品等を供与できるよう、備蓄品の在庫状況の確認と輸送体制の確立、町内業者等への物資供給の準備依頼等の措置を講ずる。

### 2 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、総務部連絡調整班が一元管理及び配車等を行う。不足する場合は発生時に緊急輸送ができるよう、近隣市町及び業者に緊急調達又は輸送待機等を要請する。

## ○各種基準

- 1 指定緊急避難所の指定基準・避難路の選定基準

(現在作成中です)

- 2 広域避難場所の選定基準

(現在作成中です)

- 3 避難所の選定基準

(現在作成中です)

- 4 埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

(現在作成中です)

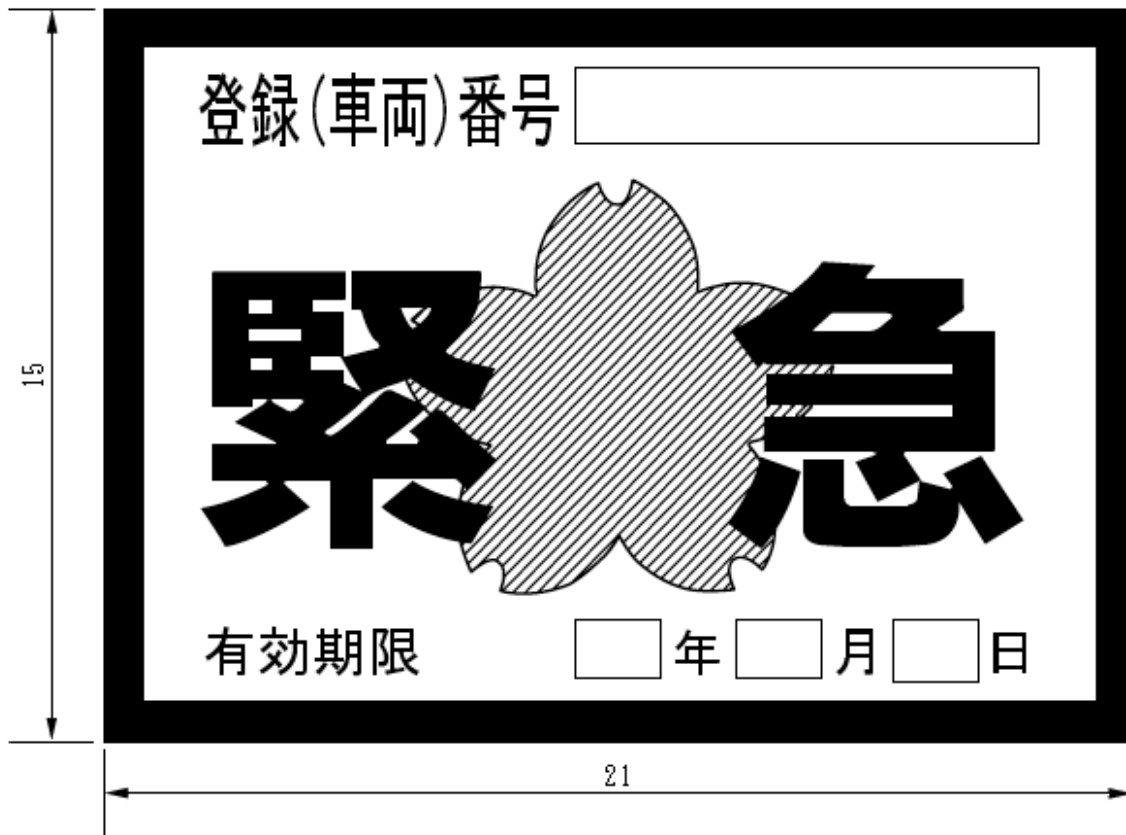
[様式]

○緊急通行車両等確認様式

1 緊急通行車両等確認申請書

<p style="text-align: center;">緊急通行車両等確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏 名 ㊞</p> <p>下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

2 緊急通行車両等の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
埼玉県知事 印			
番号順に表示されている 番号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

4 緊急通行車両事前届出書

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 埼玉県公安委員会 様 申請者 機関等の所在地 (住所) 機関等の名称 氏 名 電 話 ( ) 【担当係 氏名 印】	
番号欄に表示されている番号	
輸送人員(定員)又は品名	
車 両 の 所 有 者	住 所 氏 名
業 務 の 内 容	1 救助救護    4 災害予知    7 人員輸送    10 飲食料    13 広報啓発 2 応急避難    5 災害復旧    8 避難生活    11 医療医薬    14 その他 3 捜 索        6 施設点検    9 調査研究    12 混乱防止    ( )
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

5 緊急通行車両事前届出済証

災害応急対策用	第 号
緊急通行車両事前届出済証	
左のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日 埼玉県公安委員会 印	
(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両の確認の所要の手続きを受けて下さい。 2 本届出済証を亡失し、滅却し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、本届出証を返還して下さい。 (1) 緊急通行車両として要件がなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車になったとき。 (3) その他、緊急通行車両として使用する必要がなくなったとき。	

6 緊急通行車両確認申請書

年 月 日	
緊急通行車両確認申請書	
埼玉県公安委員会 様	
住 所 申請者 氏 名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使 用 者	住 所 氏 名
運 行 日 時	
運 行 経 路	出 発 地 目 的 地
備 考	

○市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>埼玉県災害対策課 (FAX 048-830-8159 TEL 048-830-8181)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX 03-5253-5592 TEL 03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報  
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	埼玉県
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 <small>※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元 )</small>

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 \_\_\_\_\_)

②災害対策本部会議を定期的開催しているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」とい  
う)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

はい いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 \_\_\_\_\_ % (業務等実施予定職員約 \_\_\_\_\_ 名中約 \_\_\_\_\_ 名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

はい いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような  
損壊が生じているか

はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

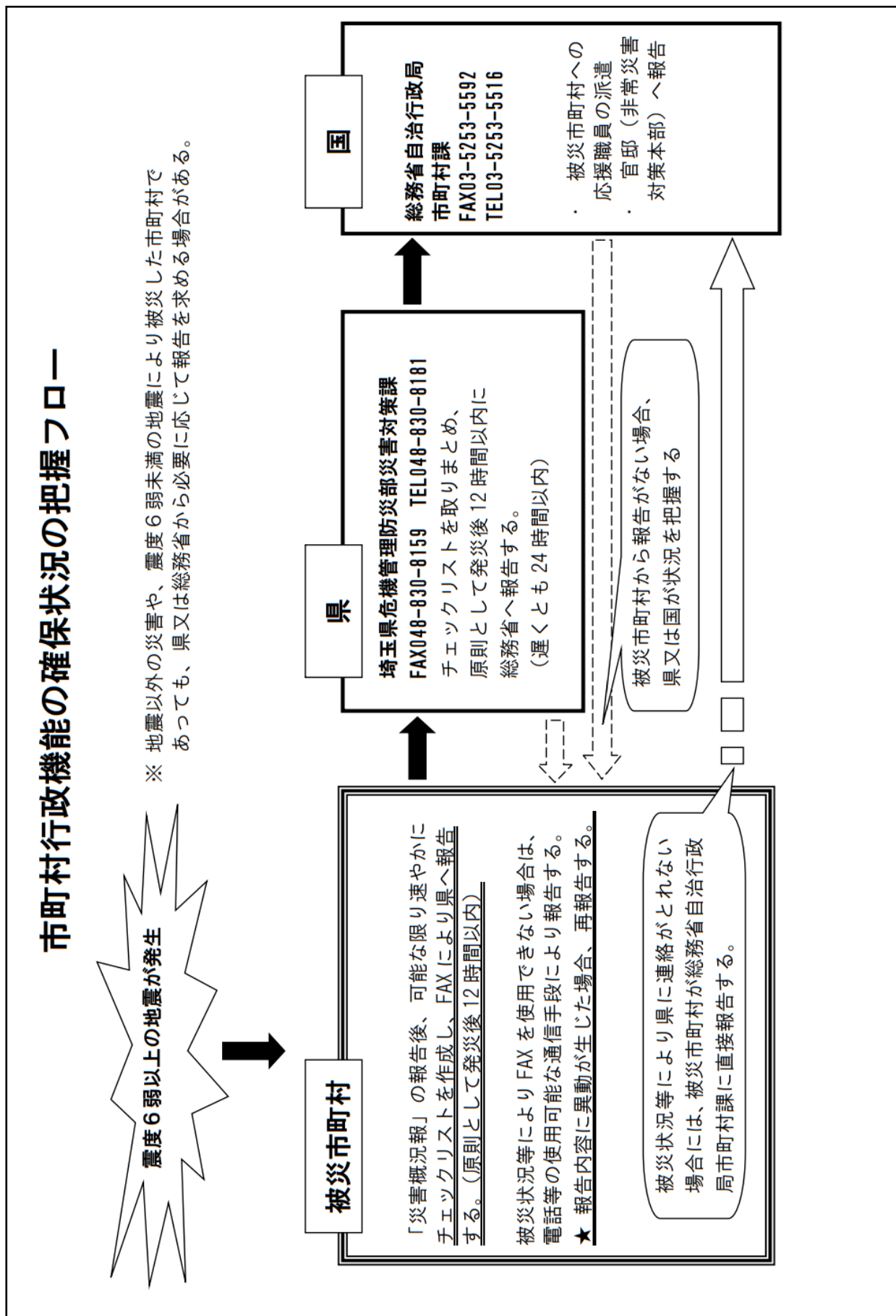
③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか  
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として  
発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。





○罹災証明書

整理番号：

年 月 日

# 罹災証明申請書

神川町長 あて

申請者 住所  
氏名  
現在の連絡先

印

下記事実に相違ないことを証明します。

世帯主住所	
世帯主氏名	
被災原因	年 月 日 の による
被災住宅の所在地	神川町
被災住家等	<input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 持家/ <input type="checkbox"/> 借家：所有者名） <input type="checkbox"/> 非住家（ ）
被災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
必要理由等	（理由，提出先等）

受付欄		課長	課長補佐	担当者
	本人確認 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	決 裁		

注 被災の程度は、該当するものを☑してください。

整理番号：

# 罹災証明書

世帯主住所	神川町大字
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日の による
被災住宅の所在地	神川町大字
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
罹災種別	
備考	

○この証明書は、災害救助の一環として応急的な救済を目的に町長が確認できる程度のり災について証明をするものです。

○この証明書は、民事上の権利義務関係の効力を確定させるための証明ではありません。

○「被害の程度」は家屋を対象とし、屋根、壁、構造体等の各部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁や構造体の内部の被害等）がある場合には、この証明書の「被害の程度」と異なることもあります。

○集合住宅等の場合、一棟全体で「被害の程度」を判断しますので、各区画、部屋によっては、この証明書の「被害の程度」と実際の被害状況に差が生じる場合があります。

○この証明書は、災害発生後、おおむね1ヶ月以内の被害状況をもとに判定しています。

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

神川町長

○被害報告様式

(現在更新作成中です)

様式第 1 号

発 生 速 報

支 部  
神 川 町

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被 害 発 生				
2 被 害 場 所				
3 被 害 程 度				
4 災害に対する措置	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部設置の状況</li> <li>(2) 町のとった主な応急措置の状況</li> <li>(3) 応援要請または職員派遣の状況</li> <li>(4) 災害救助法適用の状況</li> <li>(5) 避難情報の発令状況</li> <li>(6) 消防機関の活動状況</li> </ul> <p>ア 出動機関                    消防職員                    名</p> <p style="margin-left: 180px;">  消防団員                    名</p> <p>イ 主な活動内容（使用した機材を含む）</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>日 時 分設置</p> </div> </div>			
5 その他必要事項				

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 速 報

支 部  
神 川 町

		発 信 者				受 信 者					
災害の種別		発生地域									
被害日時		自 月 日		至 月 日							
報告区分											
区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流失・埋没ha			
	行方不明者		人					冠 水ha			
	負傷者	重 傷	人				畑	流失・埋没ha			
		軽 傷	人					冠 水ha			
住家被害	全 壊	(焼)	棟			道路被害	決 壊		箇所		
		(流失)	世帯				冠 水		箇所		
			人				文 教 施 設		箇所		
	半 壊	(焼)	棟				その他被害	病 院		箇所	
			世帯					橋 り よ う		箇所	
			人					河 川		箇所	
	一 部 破 損		棟					砂 防		箇所	
			世帯					清 掃 施 設		箇所	
			人					崖 く ず れ		箇所	
	床 上 浸 水		棟					鉄 道 不 通		箇所	
			世帯					被 害 船 舶		隻	
			人					水 道		戸	
床 下 浸 水		棟			電 話			回線			
		世帯			電 気			戸			
		人			ガ ス			戸			
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			ブロック塀等		箇所			
		半壊(焼)	棟			り 災 世 帯 数		世帯			
	その他	全壊(焼)	棟			り 災 者 数		人			
		半壊(焼)	棟			火災発生	建 物		件		
				危 険 物			件				
				そ の 他		件					
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分設置 (2) 町のとった主な応急措置の状況 (3) 応急要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難情報の発令状況 市町村数 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 計 名 イ 主な活動内容(使用した機材を含む。)											

様式第3号

被害状況調

支部  
神川町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確定		

区分			被害	区分			被害		
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流失・埋没ha			
	行方不明者		人			冠水ha			
	負傷者	重傷			人	畑	流失・埋没ha		
		軽傷			人		冠水ha		
住家被害	全壊		棟	道路被害	決壊		箇所		
			世帯		冠水		箇所		
			人		文教施設		箇所		
	半壊		棟	その他被害	病院		箇所		
			世帯		橋りょう		箇所		
			人		河川		箇所		
	一部破損		棟		砂防		箇所		
			世帯		清掃施設		箇所		
			人		崖くずれ		箇所		
	床上浸水		棟		鉄道不通		箇所		
			世帯		被害船舶		隻		
			人		水道		戸		
床下浸水		棟	電話		回線				
		世帯	電気		戸				
		人	ガス		戸				
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	り災世帯数		世帯			
		半壊(焼)	棟	り災者数		人			
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物		件		
		半壊(焼)	棟		危険物		件		
			その他		件				

区分		被害	市 災 町 害 村 対 策 本 部	名称			
公立文教施設	千円			設置			
農林水産施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他公共施設	千円				解散		
小計	千円						
公立施設被害 市町村数	団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 数				
その 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円		計 団体			
	商工被害	千円	災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名				
				計 団体			
その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難情報の発令状況）						